

## 2. 我が国における死亡時画像診断の活用と現況

今井 裕 東海大学医学部専門診療学系画像診断学  
長谷川 巖 東海大学医学部基盤診療学系法医学  
兵頭 秀樹 札幌医科大学医学部法医学講座

死因究明は、「人にとっての最後の医療である」とよく言われる。遺族にとっても、大切な身内が亡くなった死因をきちんと知りたいという気持ちは当然である。わが国における死因究明推進の取り組みは、2005年9月に、日本内科学会が主体となり厚生労働省が応える形で「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」により開始され、全国10か所に事業の実施拠点が設置された。現在は、日本医学基本領域10学会が参加し、一般社団法人日本医療安全調査機構がモデル事業を継承している。2009年には日本医師会により、一般病床を有する病院6150施設に対するアンケート調査が実施され、「死亡時画像診断(Ai=Autopsy imaging)の実態の把握及び今後の死亡時医学検索の具体的な展開の方途について」という報告書がまとめられた。さらに、2010年には、厚生労働省の主催により「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会」が9回開催され、2011年7月に報告書が作成された。

本稿では、わが国における死因究明推進の現況と課題、日本医学放射線学会が実施した死亡時画像診断に関するアンケート調査、兵頭を研究代表者とする厚生労働科学特別研究事業の報告、そして、筆者らが実施している画像でとらえられる死後変化に関する研究について概説する。

### 死因究明推進に関する法律の制定

これまでの死因究明に関する取り組みを受けて、2012年6月に「死因究明等の推進に関する法律」<sup>1)</sup>「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」<sup>2)</sup>の2つの法案が国会で可決された。この2つの法案の基本方針は、①死因究明を行う専門的機関の全国的な整備、②法医学に係る教育および研究の拠点の整備、③死因究明等に係る業務に従事する人材の育成、資質の向上、④警察等における死因究明等の実施体制の充実、⑤死体の検案および解剖の実施体制の充実、⑥薬毒物検査、死亡時画像診断等、死因究明のための科学的な調査の活用、⑦DNA鑑定、歯牙の調査等、身元確認のための科学的な調査の充実およびデータベースの整備、⑧死因究明により得られた情報の活用および遺族等に対する説明の促進である。現在、内閣府内では、死因究明等推進計画検討会が設置され、わが国における死因究明推進の具体的な施策が検討されている<sup>3)</sup>。

#### 1. 現状での異状死体に対する死因究明とその課題

異状死体が発見された際に、現状では警察により犯罪性の有無の捜査が実施され、犯罪性が疑われる場合には、警察あるいはその代理人が司法検視を行い、

必要に応じて画像検査が実施される。また、必要に応じて医師が立ち会う。引き続き、医師により犯罪捜査としての検案および司法解剖が実施される。一方、犯罪性がない場合には、警察が死体見分(行政検視)を行い、必要に応じて医師が立ち会う。次に、公衆衛生上の観点から実施される行政解剖や、遺族からの依頼により検案や解剖が実施され、必要であれば画像検査も実施される(図1)。

現状のシステムで指摘されている課題は、異状死体の死因究明に対して、最初に警察が犯罪性の有無を中心に分けて進められており、さらに解剖も司法解剖、新法解剖、監察医解剖、承諾解剖と多様で煩雑である。また、検案する医師に究明手段が与えられていないために、あいまいな死因がつけられることになり、死因統計の精度が保証されていない。最大の問題とされているのは、死因究明の実態が、監察医制度の有無や警察と検案医の連携の強さによって地域間格差が大きいことである。

#### 2. 死因究明等推進計画検討会での考え方

死因究明制度は、あくまでも主権者である国民のためのものであり、国民にとってわかりやすいものであるべきである。また、立ち会い・検案医師の死因究明能力の高度化、そしてすべてのご遺体について、その専門的能力を有する医師が必要な死因調査を判断、実施できるようにすること、さらに、システムや死因